



資料1

年企企発第19号
平成25年5月28日

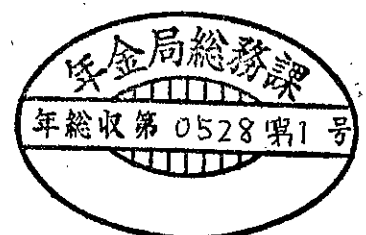
厚生労働大臣
田村憲久 殿

年金積立金管理運用独立行政法人
理事長 三谷隆博



年金積立金管理運用独立行政法人の中期目標を達成する
ための計画（中期計画）の変更認可申請について

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条第1項後段及び
年金積立金管理運用独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する省令
（平成18年厚生労働省令第60号）第2条第2項の規定に基づき、中期計画
の変更の認可申請書を提出いたします。



年金積立金管理運用独立行政法人中期計画の変更（案）新旧対照表

変 更 案		現 行																																					
第 1 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項		第 1 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項																																					
4. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項		4. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項																																					
(1) 基本ポートフォリオの基本的考え方 (略)		(1) 基本ポートフォリオの基本的考え方 (略)																																					
(2) 基本ポートフォリオ 基本ポートフォリオを構成する資産区分については、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産とし、基本ポートフォリオ及び乖離許容幅を次のとおり定める。		(2) 基本ポートフォリオ 基本ポートフォリオを構成する資産区分については、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産とし、基本ポートフォリオ及び乖離許容幅を次のとおり定める。																																					
<table><tr><td></td><td>国内債券</td><td>国内株式</td><td>外国債券</td><td>外国株式</td><td>短期資産</td></tr><tr><td>資産構成割合</td><td>60%</td><td>12%</td><td>11%</td><td>12%</td><td>5%</td></tr><tr><td>乖離許容幅</td><td>±8%</td><td>±6%</td><td>±5%</td><td>±5%</td><td>—</td></tr></table>			国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産	資産構成割合	60%	12%	11%	12%	5%	乖離許容幅	±8%	±6%	±5%	±5%	—	<table><tr><td></td><td>国内債券</td><td>国内株式</td><td>外国債券</td><td>外国株式</td><td>短期資産</td></tr><tr><td>資産構成割合</td><td>67%</td><td>11%</td><td>8%</td><td>9%</td><td>5%</td></tr><tr><td>乖離許容幅</td><td>±8%</td><td>±6%</td><td>±5%</td><td>±5%</td><td>—</td></tr></table>			国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産	資産構成割合	67%	11%	8%	9%	5%	乖離許容幅	±8%	±6%	±5%	±5%	—
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産																																		
資産構成割合	60%	12%	11%	12%	5%																																		
乖離許容幅	±8%	±6%	±5%	±5%	—																																		
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産																																		
資産構成割合	67%	11%	8%	9%	5%																																		
乖離許容幅	±8%	±6%	±5%	±5%	—																																		
(3) 基本ポートフォリオの見直し (略)		(3) 基本ポートフォリオの見直し (略)																																					

(注)変更後の中期計画は、厚生労働大臣の認可の日から施行する。

年金積立金管理運用独立行政法人 中期計画の変更理由

平成25年5月28日変更認可申請

年金積立金管理運用独立行政法人の基本ポートフォリオについて、運用委員会
で審議を行い、検証を行った結果、基本ポートフォリオの変更が必要となっ
たものです。